

授業科目名	特別会社法	期別	前期	授業形態	講義
担当者名	井上 能孝	単位数	2	開講年次	2 (19台以前)

授業科目の概要

特別会社法では、現在の会社法において重要な未解決論点について、詳細な分析と検討を行う。

例えば、株主代表訴訟を通じた取締役への債権請求が可能か、仮払込みによる新株発行は無効にできるか、民法改正施行後に取締役会の承認のない借入についてどのような法律構成を行うか、新株発行不存在と認めるべき事実関係にはどのようなものがあるか、事業譲渡と評価すべき事実関係は何か、などである。

ここで扱う内容は、必修科目である会社法Ⅰ・Ⅱの授業においては、時間の関係で深くは扱うことのできない論点であるが、その多くは司法試験の本試験において出題されているものである。

本講義は、会社法Ⅰ・Ⅱの授業において一応の知識と論証を行うことができるようになった後、会社法を得意科目にしたいと考える学生を対象にした授業である。

到達目標

- ① 会社法の重要な未解決論点について、その問題点を知り、自分なりの考えで正確な論証を行えるようになること。
- ② 未知の事例に関する問題解決のために、切り口を探し、論点を整理し、結論を導き出せるようになること。

成績評価基準および方法

- ①期末試験 50%、②発言内容などの平常点 30%、③中間試験 20%の比重で絶対評価を行う。

テキストおよび参考文献

講義はレジュメと判例等に関するプリントを通じて行うことを原則とする。他にも、会社法の授業で用いた教科書と判例百選を用いる。

履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

- ・ほぼ毎回、総合問題について2時間の時間で答案をワードで作成してくる。予習はこれだけで良い。その段階で、内容を理解できていなくても、そのことは評価の対象にはしない。まずは、未知の問題に関して、2時間で何とか答案を作成することに慣れることを最重要視する。
- ・復習は、問題解決のために必要な知識や学説の対立等を確認し、予習の際に作成した答案につき、修正を行うこと。修正の作業は、学習した内容につきアウトプットまで行えるようになるために最も有益な作業である。学生の多くは知識の習得（インプット）を重視するが、この段階では、インプットのためのインプットは知識の混乱を招く点で有害です。必ず、アウトプットを意識し、アウトプットを行うために必要な、正確で確実なインプットを行うこと。想定している復習時間は1～2時間であるが、それまでの学習が十分でない場合には3時間以上かかる場合もある。

授業計画および内容等

第1回	オリエンテーション	・本授業の学び方 ・参考問題に関する検討と議論
第2回	定款／株主提案権／新株予約権	・定款の規定で株主総会の権限をどこまで拡大できるか？ ・株主提案権と、株主による臨時株主総会の招集請求権の比較 ・株主割当ての方法による新株予約権の割当について 247 条を根拠に差止めを行うことは可能か？また、そのための要件は何か？
第3回	帳簿閲覧請求／利益供与／株式売渡請求権	・433 条 1 項 3 号の定める「実質的競合関係」にはどこまでの者が含まれるか？ ・120 条 1 項の定める「財産上の利益の供与」に該当するもの ・174 条の趣旨と請求可能な対象と範囲

第4回	設立費用／ 財産引受け／ 議決権代理行使／ 端数株式処理	・発起人が設立費用に関連した債務から解放されるのは何時か？ ・定款に記載しないまま財産引受けを行った場合の対応策 ・議決権の代理行使は株主名簿に記載されている者に委任する場合に限る旨の有効性 ・株式併合の際の反対株主の株式買取請求権が行使できる場合
第5回	役員の解任／ 役員報酬の減額／ 内部統制	・株主総会で解任案が否決されなくても役員等の解任の訴えが認められる場合 ・手続きに不備のある取締役会決議と代表取締役の解職 ・非公開会社における任期中の役員解任と損害賠償請求 ・内部統制システムの適正な運営義務に反した場合の損害と因果関係のある取締役
第6回	中間テスト①	・第5回までに扱った論点に関する事例問題
第7回	競業禁止義務／ 事業譲渡／ 新株予約権 条件変更	・取締役が他の会社の役員や大株主になった場合の法的問題 ・事業譲渡と考えるべき資産の譲渡とはどのような場合か？ ・違法な手続きで新株予約権の行使条件を変更した場合
第8回	新株発行 不存在確認／ 代表取締役の 権限濫用／ 株主代表訴訟	・新株の発行が不存在と認められる事実関係 ・表見代表取締役の権限濫用による取引の効果を会社に帰属させないための法律構成 ・株主代表訴訟によって請求可能な債権にはどのようなものがあるか？
第9回	株式の名義書換／ 共有株式の 議決権行使／ 役員報酬の返還／ 新株発行の差止め	・代表取締役が意図的に株式の名義書換請求を放置した場合、145条が適用されるか？ ・共有株式の議決権行使は管理行為か、処分行為か？ ・役員報酬に関する株主総会決議が取消された場合の処理 ・210条の定める「著しく不公正な方法」の意味
第10回	累積投票／ 監査役の 差止請求／ 株主総会決議の 訴えの利益	・累積投票による取締役の選任と集計方法を間違えた場合の決議の処理 ・株主や監査役が取締役の行為を差止めることができるのは、どのような場合か？ ・株主総会で否決された議案につき、決議の取消しを行うことの意味
第11回	中間テスト②	・第7回から第10回までに扱った論点に関する事例問題
第12回	自己株式の違法な 所得／ その株式の処分	・自己株式の取得が財源規制に違反した場合の処理（有効説と無効説） ・違法に取得した自己株式を処分した場合の法律関係
第13回	現物出資／ 仮想払込み	・不動産鑑定士による鑑定評価が適正でなかった場合の法律関係 ・仮想払込みによる増資に関して責任を負う者と責任の範囲
第14回	株主による 差止請求／ 委任状／ 合併の無効事由	・株主による差止請求が認められるための条件 ・議案に対する賛否を記録していない委任状の処理 ・合併の無効事由として認められるのはどのような場合か？
第15回	総合問題	・譲渡性のない株式を発行する会社法上の公開会社における新株発行無効事由
関連 URL		
備考欄		